

京都大学	博士(文学)	氏名	土 口 史 記
論文題目	先秦時代の領域支配		
(論文内容の要旨) 本論文は、先秦時代のうち、前8～前3世紀の春秋・戦国時代における諸侯国の領域支配の解明を試みるものである。 〈緒言〉では、〈一〉において、先行研究が、先秦時代をもっぱら「郡県制形成史」の単線的発展過程として扱ってきたため、領域支配発展の可逆性や多様性が看過されてきたことを批判し、そのような立場から、本論文が、従来の郡県制形成史研究を相対化し、かつ再評価するものであることを確認する。〈二〉では、「都市国家」から「領域国家」へという国制史上の通説を掲げた上で、「都市国家」段階でも領域を擁し、むしろ領域支配の質的量的な発展こそが問題となるとし、「郡」「県」の語彙にのみ注目し、後代の注疏に依存してきた先行研究の姿勢が批判される。〈三〉では、本論文が従来の制度史研究とは異なり、歴史的「推移」や地理的状况に留意するものであること、そのために断片的な出土資料ではなく、文献を主要な材料とすることを確認する。 〈四〉は本論文の構成と内容を予告する。 〈第一章 春秋時代の領域支配 ― 邑の支配をめぐる ―〉では、〈第一節 県・邑の別〉において、従来の郡県制形成史研究における「県」への関心の偏在から、それ以外の「邑」に関する研究が乏しく、領域支配の全体像が不明瞭のまま放置されてきたことを批判する。〈第二節 邑とその支配権〉は、〈一 領域と境界〉〈二 邑の支配権〉から成り、諸侯国と邑との関係を検討し、国君の「略地」、邑大夫の「朝」が一定の恒常性をもって行われていたとする。〈第三節 「以邑叛」にみる「邑人」支配の問題〉では、〈一 「以邑叛」と「邑人」〉において、現地被支配層である「邑人」への支配浸透が不安定であったとし、ついで〈二 邑の支配権〉において、邑の叛乱が軍事上の最前線、交通上の要衝である「竟」(領域辺縁部)に頻見するとする。〈第四節 邑の軍事的役割〉では、〈一 邑の軍事化〉において、春秋期の邑が一般的に軍事的機能を強化していたとし、〈二 「邑人」の軍事的動員〉は、軍事的動員が「邑人」支配の有効な機会となったとする。〈おわりに〉では、『左伝』の楚に関する記述では「県」は他国を滅ぼして領域に編入することを示す動詞として用いられるのみで、「県」という新たな行政単位への編成を意味するものではなく、従来「県」の属性とされてきたその軍事的機能は「竟」の邑としての一般的役割に当たること、対するに晋に関する記述では、「地名+県」の用例とともに、1県当たり100乗を動員するという軍事的行政単位としての「県」が「竟」のみならず内地にも存在することを確認する。 〈第二章 「県」の系譜 ― 「商鞅県制」成立の前提として ―〉は、従来等閑に付き			

れてきた春秋・戦国の間における「県」制の展開を解明する。〈第一節 「県」考辨〉は、秦孝公十二年（350BC）における商鞅県制が行政単位としての「県」の創設であるとし、春秋期の「県」が、（1）「県鄙」すなわち諸侯国の都城たる「国」に従属する周辺の邑と、（2）行政単位の二種類に大別されること、後者は春秋晋に存在し、晋と周王朝の密接な関係から、西周時代の「還」（「県」）に由来することを確認する。〈第二節 秦の「県」〉では、〈一 商鞅以前の「県」〉において、『史記』の商君变法以前の秦に関する記述に見える「県」がもっぱら動詞として用いられ、新たな行政単位の編成が認められないとし、〈二 「県」制の継承〉において、商鞅県制が魏から遡って春秋晋の県制を踏襲する。〈第三節 魏の領域構造とその変動〉は、魏の県制の展開に密接に関連する領域構造の推移を検討する。〈一 文侯・武侯期〉〈二 惠王期〉において、戦国前・中期の魏の領域の推移をたどったのち、〈三 領域構造の変動と「県」制〉において、戦国前期の魏の領域が、東西二元的に「分裂」し、他国の領域と交錯していたこと、惠王に至って連続的・一元的領域の編成がようやく開始され、ここに領域編成の単位としての「県」が、中央集権的な「県」に変貌していくこと、商鞅県制はこうした魏惠王の県制を継承・発展させたものとし、西周—晋—三晋—秦という「県」の系譜を確認する。

〈第三章 包山楚簡の【𠄎邑】と【𠄎邑】大夫—戦国楚の行政単位と「郡県」—〉は、前章で確認された「県」の系譜には位置づけられない領域支配のありかたの一つとして、戦国中期、322-316BCに編年される包山楚簡を検討する。〈第一節 包山楚簡と戦国楚の地方行政単位〉は、先行研究が、郡県制の存在を自明の前提として、包山楚簡に見える地方行政単位を解釈してきたことを批判する。〈第二節 「【𠄎邑】 県」説〉は、包山楚簡の「【𠄎邑】」を、「県」とほぼ同義に解してきた先行研究のより一般的状況を確認し、〈第三節 【𠄎邑】と【𠄎邑】大夫〉では、包山楚簡における【𠄎邑】の用例を悉皆調査し、「【𠄎邑】大夫」は【𠄎邑】の長官ではなく、【𠄎邑】に関わる複数の地方官の汎称であったことを確認する。

〈第四章 先秦期における「郡」の形成とその契機〉は、「県」に比べて研究の乏しい「郡」を扱う。〈第一節 先秦期の郡に関する従来の研究〉では、〈一 戦国期以前—「県大而郡小」と「郡大而県小」〉において、春秋期に「県大而郡小」の領域構造が存在し、それが戦国期以降の「郡県」とは異なっていた可能性を確認し、〈二 戦国期以降〉において、出土文字資料では秦の兵器銘のみに郡が見えることを確認する。〈第二章 秦の郡〉では、〈一 秦郡に関する議論〉において秦郡の設置年代に関する先行研究の不備を指摘した上で、〈二 秦郡の設置年代〉において考証を進め、〈第三節 郡制開始の契機〉では、秦郡設置が、外部への大規模な領土拡大を契機としたことを指摘する。〈第四節 魏の郡〉では、〈一 魏郡に関する資料とその検証〉において、秦の郡制を三晋に倣うものとする通説と異なり、魏においては秦に先行する郡は確認しえないとし、〈二 守と郡守〉において、魏の「守」は郡とは無関係の軍事長官であっ

たとする。

〈結語〉は、領域支配のありかたとして、「郡県」に対置される「封建」について簡単に検討し、「郡県」を無条件に先進的なものとみなす通説を批判する。

(論文審査の結果の要旨)

殷代以降の中国古代国制の推移については、宮崎市定『中国古代史概論』(1955)が「都市国家」から「領域国家」へという枠組みを提示した。中央集権的郡県制を擁する秦漢古代帝国がここにいう「領域国家」の完成形態であり、従って、秦漢帝国に先行する春秋・戦国諸侯国の領域支配の推移に対する研究は、増淵龍夫『中国古代の国家と社会』(1960)以来、郡県制形成史として進められてきた。しかしながら、文献の絶対量の乏しさや、文献を扱う方法論の不備から、以後の研究は、春秋期については、増淵の研究を徒に矮小化させたものといわざるをえない。戦国期については、兵器銘や貨幣など出土文字資料を用いて地方統治機構を復元する研究が一定の成果を挙げ、さらに、睡虎地秦簡の公刊(1978)は、統一前後の秦における地域支配の微視的な研究を可能にしたが、これらの個別研究を包括しつつ、春秋期以降の長期間を通時的に扱った郡県制形成史研究は、現時点ではなお不十分であるといわざるをえない。

本論文は、春秋・戦国期をもっぱら郡県制形成史の単線的発展過程として捉えてきたものとして先行研究を批判的に総括し、「領域支配」を論題に、郡県制形成史の相対化ついで再評価を試みる。以下、本論文の構成に即して、その到達点を確認していこう。

〈第一章 春秋時代の領域支配 ― 邑の支配をめぐる ―〉は、従来の郡県制形成史において、「県」以外の「邑」に対する研究が乏しく、領域支配の全体像が等閑視されてきたことを批判し、春秋期の「邑」支配の実態を確認し、春秋期の「邑」が一般的にその軍事的機能を強化しつつあったとした上で、『左伝』の楚に関する記述においては「県」は他国を滅ぼして領域に編入することを示す動詞として用いられるのみで、「県」という新たな行政単位への編成を意味するものではなく、従来「県」の属性とされてきたその軍事的機能は「竟」(領域辺縁部)の邑としての一般的役割に当たるとし、先行研究において大きな比重を占めてきたいわゆる春秋楚県の存在を否定する。対するに晋に関する記述では、「地名+県」の用例とともに、1県当たり100乗を動員するという軍事的行政単位としての「県」が見え、これらは「竟」のみならず内地にも存在したものとする。

〈第二章 「県」の系譜 ― 「商鞅県制」成立の前提として ―〉は、従来等閑に付されてきた春秋・戦国の間における「県」制展開の解明を試みる。「県」には諸侯国に従属する「県鄙」と行政単位の二種類があり、後者が西周時代の「還」(「県」)に由来すること、『史記』の商鞅県制(350BC)以前の秦に関する記述に見える「県」はもっぱら動詞として用いられ、新たな行政単位の編成が認められないとする。先行研究において自明視されてきた商君以前の秦県の存在を否定するものである。ついで、魏恵王(369-319BC)における連続的・一元的領域の編成が、行政単位としての「県」をさらに中央集権的な「県」に発展させたこと、商鞅県制はこうした魏恵王の県制を継承・発展させたものであることを確認し、西周―晋―三晋―秦という「県」の系譜

を提示する。

〈第三章 包山楚簡の【㐁邑】と【㐁邑】大夫 — 戦国楚の行政単位と「郡県」 —〉は、戦国中期、322-316BCに編年される包山楚簡に出現する「【㐁邑】」を検討し、「【㐁邑】大夫」が「【㐁邑】」の長官ではなく、「【㐁邑】」に関わる複数地方官の汎称であったことを確認し、郡県制の存在を自明の前提とし、「【㐁邑】」を「県」とほぼ同義として解釈してきた先行研究を否定する。

〈第四章 先秦期における「郡」の形成とその契機〉は、「県」に対して研究の乏しい「郡」を扱う。春秋期の「県大而郡小」の「郡」が戦国期の「郡県」には継受されないこと、戦国期の出土文字資料では、秦の兵器銘のみに郡が見えることを確認した上で、秦郡の設置年代を考証し、秦郡の設置が、外部への大規模な領土拡大という秦に特有の歴史的条件を契機としたこと、ついで魏について、従来「郡守」と解されてきた「守」が郡とは無関係の軍事長官であったことを確認し、秦の郡制を三晋に倣うものとする通説を否定する。

このように、本論文は、従来の郡県制形成史研究における重要な論点のいくつかに決定的な修正ないし廃棄を迫るものであり、文献資料に対する十分な運用能力、的確な構成、平明な文体とあいまって、今後の新たな研究の出発点となることは疑いない。

中国古代史研究、ことに春秋・戦国時代の研究は、資料の相違から一般的に分断状況を呈しており、とりわけ近年の戦国期以降の研究は、簡牘など新出出土文字資料にもっぱら依存することで、全体像不在かつ特定の課題に偏向し、個別化・細分化された研究に閉塞することが、ことに若い世代においては顕著である。本論文が、こうした一般的状況とは一線を画し、多大の困難を余儀なくされる文献研究に基づき、春秋・戦国の通時的理解に着実な成果を挙げえたことには、率直に敬意を表したい。

個別の論点については、なお議論の余地もあり、何より、従来の郡県制形成史の相対化・再評価は達成しえたが、論題に掲げた「先秦期の領域支配」の全体像は、とりわけ戦国期については、なお一層の内実化が可能であり必要でもある。とはいえ、これらの点が、本論文の価値を何ら損なうものでないことはいうまでもない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2010年2月18日、調査委員3名が論文内容とそれに関連して試問した結果、合格と認めた。